

こんにちは、私たちはビギナーズネットに所属している若手弁護士です。  
私が小竹で彼は高田と言います。

まずこの数字をご覧ください。

「39, 350」という数字と「4, 407」という数字があります。  
これは何の数字かわかりますか。

まずこの「4, 407」という数字は何かというと「法律家になりたい若者の数」です。  
正確には、法科大学院の進学のために必要な適性試験の受験者です。大学院入試におけるセンター試験のようなものです。  
現在の制度では弁護士等の法律家になるためには、原則として法科大学院を卒業しなくては行けないのでこの数字が法律家を目指す人の数だと言えます。

それでは次にこちらの「39, 350」という数字ですが、実はこれも「法律家になりたい若者の数」です。  
これらの違いは何かというところの「4, 407」という数字は昨年の受験者の数、「39, 350」というのは10年前の受験者の数なのです。  
見ていただければ分かる通り、この10年で「法律家になりたい若者の数」が約10分の1と激減しています。

この大きな原因が法律家になるまでの経済的な不安であるといわれています。

それでは経済的な負担とは何か。

一つは法科大学院の学費です。大学院の学生のおよそ半数が奨学金を借ります。  
それだけではありません、大学院を卒業し、晴れて司法試験に合格してもその後、司法修習という1年間の研修を終えないと法律家にはなれません。この司法修習で大半の人間が約300万円の借金を半ば強制されることとなります。

ここで司法修習とは何かというと、司法試験に合格した後、合格者が全国各地に配属されてそこで裁判所、検察庁、弁護士事務所などで実務を学ぶ制度です。

お医者さんの研修医の制度と同じようなものと考えていただければよいかと思います。

それぞれの現場で平日のフルタイム働きます。

そして、司法修習では、「修習にちゃんと集中して取り組んでくださいね」ということで兼業が禁止されており、原則としてアルバイトはできないことになっています。

平日フルタイムで働いて、アルバイトも禁止されているので生活費はどうするかというと、当然、国から一定額の給料が支払われていました。

しかし、2011年に採用された司法修習生の代からはこの給料が国によってカットされてしまいました。

どのくらいカットされたかという、なんと100%です。1年間無給、アルバイトは禁止されたままです。

生活できない。どうするかという国がお金を貸してくれるんです。1年間、国から借金をし続けながら生活をする。そういう制度になっています。

なぜこんなことを国が行うようになったか。その大きな理由が「財政難」です。

しかし、司法修習に給料を払う制度が始まったのは戦後直後、日本がまだ焼野原だったような時代です。今とは比べ物にならないほどの財政難の時代です。

そんな時代であったにも関わらずこのような制度を国が作った理由は、法律家という職業が国民の権利義務を守る重要な職業であり、国のインフラともいえる職業だったからです。メスを持ったことがない人間を世の中に出して、ばんばん手術されてしまっただけでは困るといふのと同様に、法律家においても国が責任をもって育て、国民の権利を守ることができる人材だけを社会に排出するためにこの制度があるのです。

今の時代においてもそのこと自体は今の時代も変わらないはずですが、にもかかわらず、国はこの制度の本質を見失い財政難という理由で司法修習生に借金を強いているのです。国民の権利義務に関わる法律家を育て、それを目指す若者を育てるという意味でも税金の使い方を見直すべきだと私たちは考えています。

あとは宣伝ですが、今週の18日の水曜日に司法修習生のこの問題に関し、議員会館で集会を行います。18時半から、衆議院第一会館です。

ご興味のある方はぜひご参加いただければと思います。